



福岡医発第 1269 号
平成 25 年 8 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻 一良
(公 印 省 略)

田川市子ども医療費支給制度の拡大について (通知)

今般、平成 25 年 10 月 1 日診療分から、子ども医療費支給制度の対象を、現在入院医療費のみを助成としている、小学生 (12 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日まで) について、入院外の医療費まで助成を拡大する旨、田川市市民生活部市民課保険係より別紙の通り通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、田川市市民生活部市民課保険係 (0947-44-2000) までご照会ください。

記

1. 改正日：平成 25 年 10 月 1 日

2. 改正内容

- (1) 田川市子ども医療費支給制度について、小学生については入院外についても自己負担額を無料とする。

		現行	改正後
対象者		就学前・小学生・中学生	就学前・小学生・中学生
自己負担額	入院	なし	なし
	入院外	就学前までの乳幼児については負担なし。(小学生・中学生は助成対象外)	就学前までの乳幼児、 <u>小学生</u> は負担なし。(中学生は助成対象外)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

田市保 第52号の3
平成25年 8月 1日

福岡県医師会 殿

田 川 市 長
(市民生活部市民課保険係)

田川市子ども医療費支給制度の拡大について（通知）

平素より、田川市子ども（乳幼児）医療費支給制度、重度障害者医療費支給制度及びひとり親家庭等医療費支給制度の円滑な実施につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成25年10月1日から子ども医療費支給制度を拡大し、より一層の子育て支援を図ることになりました。

今回の改正は、現在入院医療費のみを助成している、小学生（12歳に達する日以後最初の3月31日まで）について、入院外の医療費まで助成を拡大するものです。

つきましては、本制度の円滑な実施に御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、田川医師会へは別に通知をしております。

記

1 改正日 平成25年10月1日診療分

2 改正内容

子ども医療費支給制度（太字が改正部分）

	現 行		改正後		
対象者	就学前	小・中学生	就学前	小学生	中学生
医療証の名称	乳幼児医療証	子ども医療証	乳幼児医療証	子ども医療証	
医療証の色	ラベンダー色	クリーム色	ラベンダー色	クリーム色	
自己負担	なし	入院のみ無料	なし	なし	入院のみ無料

※ 従来どおり、就学前まで（6歳に達する日以後最初の3月31日まで）の乳幼児につきましては、乳幼児医療証をお使い頂き、小学生・中学生（12歳に達する日以後最初の3月31日まで）は、子ども医療証をお使い頂きます。

※ 子ども医療証には、入院の有効期限と入院外の有効期限があります。

※ ただし、改正時、中学生の方には、入院のみ助成となる現在の医療証をそのままお使い頂きます。

お問合せ先

田川市市民課保険係

☎0947-44-2000（内線116・117）